

(議事録)

土屋会長 では、おそろいですので、ただいまから令和6年度第7回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長 公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、計14名が御出席です。よって、委員定数15名のうち3分の2以上が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議は有効に成立していることを御報告いたします。

土屋会長 ありがとうございました。

本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することといたします。

傍聴者の方は引き続いて3名ですか。

賃金室長 はい、3名です。

土屋会長 分かりました。

本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名いたします。公益代表は私が、労働者側は迫委員に、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。議題1は、埼玉県最低賃金の改正決定についてです。埼玉県最低賃金について、先ほどの第6回専門部会で決定された専門部会長報告のとおり、50円引き上げて、時間額1,078円に改正すること、また、効力発生の日を令和6年10月1日とすることについて、埼玉労働局長へ答申することとしてよろしいか、採決をいたします。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

土屋会長 ありがとうございました。全会一致で議決したものと認めます。

それでは、部会長報告のとおり埼玉労働局長へ答申することといたします。

事務局は答申文の案を準備して、委員に配付してください。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

土屋会長

では、事務局から読み上げをお願いいたします。

賃金指導官

埼玉県最低賃金の改正決定について（答申）。

当審議会は、令和6年7月1日付け埼労発基0701第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和4年10月1日改正発効の埼玉県最低賃金（時間額987円）は、令和4年度の埼玉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、別添「埼玉県最低賃金の改正決定に関する報告書」の別紙3により、賃金引上げに対する各種支援策等に関する要望が取りまとめられたので、併せて報告する。

別紙1、埼玉県最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。2、適用する労働者、前号の地域内の事業場で使用される労働者。3、適用する使用者、前号の労働者を使用する使用者。4、第2号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,078円。5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6、効力発生の日、令和6年10月1日。

埼玉県最低賃金と生活保護との比較について。

1、地域別最低賃金、（1）件名、埼玉県最低賃金、（2）最低賃金額、時間額987円、（3）発効日、令和4年10月1日。

2、生活保護水準、（1）比較対象者、18～19歳・単身世帯者、（2）対象年度、令和4年度、（3）生活保護水準（令和4年度）、生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の埼玉県内の人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（111,507円）。

3、生活保護に係る施策との整合性について。上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると埼玉県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

1箇月換算額、987円（埼玉県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝138,433円。

別添として部会報告書でございます。部会報告書は省略させていただきます。

以上、答申案です。

土屋会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から答申文（案）を読み上げていただきました。この原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 それでは、原案のとおり、答申文(案)が承認されましたので、(案)を消していただき、これを局長へ答申することといたします。どうぞよろしく願いいたします。

(会長から労働局長に答申文手交)

埼玉労働局長 それでは、答申をいただきましたので、一言、挨拶を申し上げます。去る7月1日に諮問いたしました埼玉県最低賃金の改正決定について、ただいま土屋会長より全会一致の御答申をいただきました。委員の皆様方には慎重かつ真摯な御審議をいただき、本日の答申を取りまとめるため多大な御尽力を賜りましたことに心からお礼を申し上げます。当局といたしましては、答申と併せて、使用者代表委員から出された御要望について、これを尊重し、当局において実施できることは当局で実施するほか、厚生労働本省に対して働きかけを行うとともに、答申で示された期日に改正発効ができるよう、速やかに所定の手続を進めてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

土屋会長 それでは、今後の手続について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 今後の手続について御説明をいたします。本日、答申をいただきましたので、答申の要旨とそれに対する異議申出に関する公示を行います。異議申出書の提出期限は、最低賃金法第11条により15日以内とされており、提出期限は8月20日火曜日といたします。異議の申出があった場合は、8月21日水曜日に第8回本審として、異議の申出に係る審議を午前9時30分から埼玉労働局15階会議室で開催いたします。異議申出がありましたら、速やかに委員の皆様には御連絡をさしあげます。

土屋会長 それでは、議題1については、ほかに何か委員の皆様からありましたらお願いいたします。よろしいですか。

 それでは、議題2に移りたいと思います。議題2は特定最低賃金改正の必要性の有無についてです。

 必要性の有無については、埼玉県最低賃金の引上げ額について結論が出てから判断するというようにしていましたが、先ほど、審議会と

しての結論を出したところでありますので、この段階で特定最賃の改正の必要性の有無について、労使双方から御意見をいただければと思います。

労働者側からでよろしいですか。

迫委員 労働者側としましては、今回の引上げ額を見まして、今、申立てを行っていた5業種については「必要性あり」という判断でいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

土屋会長 使用者側からいかがでしょうか。

廣澤委員 埼玉県では、特定最低賃金審議会についての公労使打合せ事項の中に、特賃の「必要性の有無」の判断基準が設定されており、そのルールに従い「必要性あり」で結構です。

土屋会長 ほかに労使の委員の皆様からありましたら。よろしいですか。どうぞ。

安藤委員 すみせん、一言、特定最低賃金の今後の審議について、事務局へのお尋ねになりますが、特定最低賃金については、労働協約ケースと、公正競争ケースとがあり、埼玉県の場合、公正競争ケースは自動車小売業だけが該当しており、他の4種類の対象業者については、労働協約ケースとなっております。9月の審議会の際にということになるかと思いますが、特定最低賃金についての本格審議の際に、公正競争ケースでは、「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」、これは冊子でいきますと216ページから始まっておりますが、216ページの全員協議会報告の中で、公正競争ケースの審議に当たっての視点と参考資料というのが、具体的には219ページに書かれております。これを参考にしながら、十分な審議をせよというふうになっていると承知をしております。

これを遡りますと、「中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告」、これが同じ冊子の213ページからなるのですが、こちらによると前文のところで、「新産業別最低賃金は、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」というふうに目的が書かれておまして、かつ1番の下のほう、1番の「公正競争」の概念と「公正競争ケース」に対する考え方のところでは、「主として、「労働協約ケース」は労働条件の向上を、また、「公正競争ケース」は事業の公正競争の確保を受けて設定されている」というふうに理解をされ、とりわけ「公正競争ケース」で申出される新産業別最低賃金は、“より高いレベルでの公正競争”の確保を主

たる目的とすると理解することが適当であるとされているところであり
ます。

この“より高いレベルでの公正競争”というのはなかなか、ほかの
ところにはないというか、非常に難しい概念かと思っておりますが、
こういう文言が書かれているということ。

それから、次のページの214ページになりますが、2の(1)で、
特定最低賃金の申出に当たって、「賃金格差の存在等、個別具体的な疎
明が不可欠な条件となる」とされております。審議会の専門部会とし
ては、この点を十分に議論する必要があるものと理解をしております。

そこで事務局へのお尋ねということになりますが、申出者からの申
出受理に当たって、ここに書いてありますような、賃金格差の存在等
の疎明資料というものが出されていると理解をしておりますが、これ
について、9月の本格審議の際には、お示しをいただけるという理解
をしてよろしいのかお尋ねをしたいと思います。

賃金室長

お尋ねの件ですが、個別具体的なものについては、従前から資料と
してはできていないということが実情でございます。

申出の受理に関しては、適用を受けるべき労働者または使用者のお
おむね3分の1以上の合意による申出があったものについては、受理
することが望ましいとなっておりますので、労働協約の適用される労
働者の労働者側から申出が出ておりますが、適用される労働者のおお
むね3分の1を超える労働者からの同意が出ておりますので、これに
基づいて受理したものです。

安藤委員

何か書面みたいなものがあってという、そういう感じなのですか。

賃金室長

提出された申出には労働協約の写しが添付されています。個別の会
社名などがそのまま入っておりますので、協約そのものを審議資料と
して出すことはできませんが、まとめた一覧表がございますので、合
同専門部会のときに、会社名を伏せた形で一覧表のものは出し、そこ
でおおむね3分の1以上の労働者の合意を得ているということは御確
認いただくのと、あと、第3回本審で、申出の状況を一覧表にしたも
のを資料1として出してしておりますので、それでも3分の1以上超えて
いるということは御確認いただけるかと思っております。

安藤委員

これは、労働協約ケースは労働協約の人数で把握できますが、公正
競争ケースの場合というのは、いわゆる労働組合がつくられていない
場合もあるわけですね。そういったものについても、そういう数字
としては把握できるということによろしいですか。

賃金室長 公正競争ケースについても、申出書に労働協約が添付されておりますので、それで確認をしております。

安藤委員 なるほど。そこで何人の労働者と使用者とでやっているということが分かるわけですね。

賃金室長 はい。

安藤委員 分かりました。

土屋会長 よろしいですか。

安藤委員 はい。

土屋会長 ほかに何か御意見等ありましたらお願いします。
それでは、5業種の特定最低賃金の改正決定につきまして、「必要性あり」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 異議なしと認めます。
改正決定について了承されましたので、5業種の特定最低賃金の改正決定について、「必要性あり」として答申することといたします。
答申文の案を配付してください。

(事務局より各委員に答申文(案)配付)

土屋会長 それでは、事務局のほうで、答申文の案を読み上げてください。

賃金指導官 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)。
当審議会は、令和6年7月29日付け埼労発基0729第1号をもって諮問のあった下記5件の特定最低賃金に係る改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、いずれも改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

- 1、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。
- 2、埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。
- 3、埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金。
- 4、埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金。
- 5、埼玉県自動車小売業最低賃金。

以上です。

土屋会長 答申文ですが、ただいま読み上げていただいた事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

土屋会長 それでは、全会一致で承認されましたので、答申することといたします。

(会長から労働局長に答申文手交)

埼玉労働局長 ただいま答申いただきありがとうございます。引き続きよろしくお願いたします。

土屋会長 特定最低賃金につきまして、今年は必要性の有無に関する諮問と併せて、必要性ありとの結論に至ったものについては、改正金額についても審議するよう諮問されているところであります。

本日、5つの特定最低賃金について改正の必要性ありとの答申をしましたので、金額審議を行うための専門部会を設置することになります。

今後の手続につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、専門部会を設置いたします。専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員の任命については、最低賃金審議会令第6条第4項において、「関係者に対し候補者の推薦を求めなければならない」とされております。

この規定に基づいて、本日、候補者の推薦公示を行います。推薦の締切日は令和6年8月23日金曜日といたします。

次に、関係労使からの意見聴取について御説明をいたします。

最低賃金法第25条第5項において、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について都道府県労働局長の諮問を受けた場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする」と定められています。そして、その意見聴取の手続に関しては、最低賃金法施行規則第11条第1項において、「最低賃金審議会が関係労使の意見を聴く旨及び意見を述べようとする関係労使は一定期間内に文書をもって意見を提出すべき旨を公示することにより行う」とされております。

これに基づき、本日、関係労使の意見聴取についての公示を行います。意見提出の締切日は8月23日金曜日といたします。

なお、この公示に基づく意見書の提出があった場合は、9月4日に

予定している第1回特定最低賃金合同専門部会において御報告いたします。

事務局からは以上です。

土屋会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、委員の皆様から何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、議題2は以上としまして、議題3、その他に移りたいと思います。

まず、委員の皆様から何か御意見等ありましたらお願いいたします。よろしいですか。

事務局からは何かありますでしょうか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

分かりました。

それでは、議題3は以上として、これで本日の議題は全て終了となります。

8月21日の異議審については、これは開催される場合になりますが、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開とすることといたします。

これで第7回本審を終了といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —